

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容（アウトプット指標）

計画期間：令和5年4月～令和10年3月

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者にわかりやすい方法で災害防止の教育をおこなっている事業場の割合を令和9年（2027年）までに60%以上とする。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を令和9年（2027年）までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止等に関する実効あるリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに85%以上とする。
- 実効ある機械災害防止対策（非常作業を含む）に取り組む製造業の割合を令和9年（2027年）までに70%以上とする。
- 伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。

労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を令和7年（2025年）までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年（2025年）までに30%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする。
- 健康診断後の事後措置・治療と仕事の両立支援・その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに80%以上とする。
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性または有害性が把握されている化学物質について、化学物質に係るリスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年（2025年）までに80%以上とする。その上で、化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年（2023年）と比較して令和9年（2027年）までに増加させる。



佐賀労働局 第14次労働災害防止計画の内容（アウトカム指標）

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる転倒の60歳以上の労働者の死傷者数を第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）期間と比較して第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）期間において減少させる。
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年（2027年）までに35日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 増加が見込まれる60歳以上の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者の死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。

業種別の労働災害防止対策の推進

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少させる。
- 製造業における機械災害による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において10%以上減少させる。
- 林業における死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

労働者の健康確保対策の推進

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年（2025年）までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに50%未満とする。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して14次防期間において5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死傷者数を13次防期間と比較して14次防期間において減少させる。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下のとおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13次防期間と比較して14次防期間において15%以上減少する。
- 死傷災害については、13次防期間と比較して14次防期間において減少する。